## 前回の委員意見に対する事務局の考え方等

## 〇再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準について

No	素案ページ	意見 (概要)	事務局の考え方
1	4 ~	・考慮すべき区域・事項の、考慮すべきと	・促進区域の設定に当たって収集すべき情
	10,	は、具体的にどのようなことか。	報や収集方法、市町村が促進区域を設定
	12~	(佐藤委員)	する際の考え方等であり、素案において
	18		示しました。
2	10,	<ul><li>・太陽光パネルが設置されると、そこが野</li></ul>	・施設設置後は、野生生物の隠れ家や近隣
	18	生動物の隠れ家になる。方向性で示され	住民等とのトラブルにならないよう、施
		た促進区域に含めない区域は保護する	設や事業区域を適切に維持管理すること
		場所であるが、管理をする場所について	が重要であることから、素案において、
		も、項目に加えたほうがよい。	考慮すべき区域・事項に、「施設及び事業
		(梶委員)	区域の維持管理」を加えました。
3	5,	・考慮すべき区域・事項の「重要な地形及	・素案において、考慮すべき区域・事項の
	6,	び地質への影響」と「植物の重要な種及	市町村が促進区域を設定する際の考え方
	13	び重要な群落への影響」について、国の	に、重要な地形や、動植物の重要な種が
	$\sim$	ハンドブックでは適正な配慮のための	存在・分布している場所等を、促進区域
	15	考え方が微妙に書き方が違い、地形の	の設定から極力避けるよう示しました。
		方が植物よりも弱めに書かれている	・素案において、考慮すべき区域・事項に、
		が、地形は施設の基礎により著しい損	名勝や文化的景観等の文化財を盛り込み
		傷を受けると元に戻すことはできない	ました。
		ので、配慮が必要だと思う。	なお、洋上風力発電は、再エネ海域利用
	9,	・景観については、屏風ケ浦(銚子市・旭	法の所掌であり、環境配慮基準では陸上
	17	市) が国の名勝に指定されているが、風	風力発電のみを対象としています。
		力発電が設置される予定である。環境	・素案において、考慮すべき区域・事項に、
		省だけでなく、文化庁の名勝指定地を	事業終了後に発生する廃棄物について適
		避ける等の配慮が必要である。	正に撤去・処分するよう盛り込みました。
	10,	・太陽光パネルは放置されると、土壌汚染	なお、国では、FIT 法に基づく廃棄費用
	18	や水質汚染等に繋がるため、撤退する	の積立制度を開始しており、また、2030
		時の配慮や管理体制も必要だと思う。	年代後半の太陽光パネルの大量廃棄に向
		(池邊委員)	け、リサイクル制度の義務化を検討して
			いると聞いています。

No	素案ページ	意見 (概要)	事務局の考え方
4	_	<ul><li>・千葉県内において、太陽光や風力発電施設で地域トラブルを発生している事例はあるか。</li><li>・方向性で、促進区域に含めない区域に示されている区域で、すでに施設が設置されている事例はあるか。</li><li>(藤倉委員)</li></ul>	<ul> <li>・施設の計画段階において、地元から色々と御意見をいただき、進出が遅れているところについては把握しています。</li> <li>トラブルについては、多少の苦情があることは市町村から聞いていますが、大きな問題については把握していません。</li> <li>・土砂災害特別警戒区域に施設が設置されている事例は把握しています。</li> </ul>
5	7, 15	・保護されるべき地域でなくても、里山や森林など切り開いて、太陽光パネルを設置することは、良いことではない。県として再生可能エネルギーの促進について、どう考えているのか。 (中村委員)	<ul> <li>・再生可能エネルギーは、適正に環境に配慮して導入することが重要であり、考慮すべき区域・事項に重要里地里山や重要湿地などを盛り込み、自然環境に配慮することを求めています。</li> <li>・素案では市町村が促進区域を設定する際の考え方や、事業者が行う地域の環境保全のための取組の考え方を示しました。</li> </ul>
6	8, 11	・優良農地について、風力発電の場合、促進区域に含めない区域と判断した理由何か。必ずしも積極的に促進すべきではないにしても、広大な農地の有効活用という趣旨で風力発電を設置したい場合、必ずしも悪いと決める必然性はないのではないか。 (亀山委員)	・優良農地は、良好な営農条件を備えている農地であり、農地転用は原則不許可とされています。 ・一時転用が許可されるのは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立て、営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されることとされています。 ・一般的には、風力発電の支柱の基礎の構造等を考えると、簡易な構造で容易に撤去できるものではありません。 ・このため、優良農地での風力発電は、促進区域に含めない区域に設定しています。

No	素案ページ	意見(概要)	事務局の考え方
7	19	・促進区域を設定し、その場所に再生可能	・この制度は、個別の事業の進出を禁止す
		エネルギー施設を設置した事業者がい	る趣旨ではなく、促進区域から外れたか
		る場合、その後、例えば周辺の環境が変	らといって、そこから立ち退くものでは
		わることで、促進区域に含めない区域	ありません。
		になった場合は、すでに設置した施設	・環境配慮基準は、施策の実施状況等を勘
		に対して、何かペナルティーがあるの	案して、必要があるときは見直しを行う
		か。	としており、市町村においても、必要に
		・今後、策定した環境配慮基準が変わるこ	応じて、見直しを行うものと考えていま
		とはあるのか。 (外山委員)	す。
8	8,	・優良農地に関して、太陽光発電設備は考	・埼玉県は優良農地を考慮すべき区域・事
	11	慮すべき区域・事項に含めているが、策	項に設定し、茨城県は促進区域に含めな
		定済の埼玉県や茨城県と比べて、千葉	い区域に設定していますが、本県では、
		県独自の対応か。	ソーラーシェアリングの妨げにならない
	4,	・水の濁りによる影響について、県基準で	よう、考慮すべき区域・事項とすること
	12	は区域・事項に周辺の河川や湖沼等の	を考えています。
		利用状況等が書いてあるが、地下水に	・地下水は想定していません。なお、国の
		関することも含まれているか。	「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」
	6,	・本県にはウミガメに関する条例もあっ	等で水の濁りとして想定されているもの
	14	たかと思うが、配慮されているか。	は、土地造成時や土砂の流出を防ぐ植栽
	2	・建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する	等がない場合の降雨時に、隣接地等に濁
		出力 10kW 未満の太陽光発電は、基準の	水が流れ込むこととされています。
		対象としない設備とされているが、他	・県内の一部自治体でウミガメの条例を制
		県と同様か。	定していますが、この環境配慮基準は、
		(秋葉委員)	全県一律の基準を定めるものであり、地
			域特性に応じて、各市町村が促進区域を
			設定するものと考えています。なお、千
			葉県に上陸するのはアカウミガメであ
			り、考慮すべき区域・事項のレッドリス
			トに含まれています。
			・建築物の屋根等に設置する出力 10kW 未
			満の太陽光発電を基準の対象としないこ
			とについては、地域脱炭素のための促進
			区域設定等に向けたハンドブックに示さ
			れており、茨城県や愛知県、福岡県も同
			様に対象としていません。

## ○書面での意見

No	素案	意見(概要)	
NO	ページ	· <b>-</b> / - // //	事務向の与えり
	-		
1	5,	・太陽光パネル等の設備が浸水すること	・河川保全区域は、堤防や護岸など洪水・
	13	により、漏電の恐れがあり危険なため、	高潮等の災害を防止するための施設等
		考慮すべき区域・事項の洪水浸水想定区	を守るために、一定の制限を設けてい
		域については、河川区域等と同様に、促	る区域です。
		進区域に含めない区域としてはどうか。	・一方、洪水浸水想定区域は、想定し得る
		(中村委員)	最大規模の降雨(発生確率が 1000 分の
			1を上回るもの)を想定し指定されたも
			のです。
			・このため、堤防などの施設等の保全上の
			支障が生じないよう河川保全区域は促
			進区域に含めない区域に設定し、発生
			確率等を踏まえ洪水浸水想定区域は考
			慮すべき区域・事項として設定するこ
			とを考えています。